



ベルーフ 事務所通信

発行：〒 542-0081 大阪市中央区南船場 4丁目 1番 20号 税理士法人ベルーフ 06-6253-5885

今月のニュース：担当 桑原 真弓（くわはら まゆみ）

源泉所得税（納期特例）の納付について。

給与等の源泉所得税（1月～6月）の納期特例の適用者の源泉所得税の納付期限が近づきました。源泉所得税の納期特例の適用者となっている法人および個人事業主の方は、下記をご確認の上納付書の準備と納付をよろしくお願い致します。納付書の記入方法等について不明な点がある場合は、巡回監査時に担当者にご相談いただくか、ベルーフまでお電話にてお問い合わせ下さい。

対象：源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書を提出し、適用者となっている法人および個人事業者（源泉徴収義務者）
納付期限：平成 21年 7月 10日（金）
適用対象 給与・賞与・退職手当、税理士等の報酬

ご存知ですか？「書面添付制度」：岩岡 信介（いわおか しんすけ）

みなさん、こんにちは。

今月はベルーフが以前から取り組んでいる「書面添付制度」のご紹介と、その取り組みで結果が出てきたことがありますので、ご報告させていただきます。

「書面添付制度」とは、関与先様の税務申告書を税務署に提出する際に、一緒に提出できる添付書類のことなのですが、この制度、実は非常に重い意味を持つものなのです。

この書類がどういふものかと言いますと、提出したこの申告書に関して、独立した公正な立場にいる税理士が、会計事実の真実性、実在性、網羅性を全て確かめ確定した決算書を基礎として、租税制度にもとづく適正な税務申告をいたしましたという意見書の役割を果たします。

仮にこの書類に故意に真正の事実と反して、あるいは相当の注意義務を怠り虚偽記載をしたとみなされた場合は、税理士法第 45条、46条が発動されます。簡単に言うと、税理士免許が剥奪され事務所を閉鎖しなくてはなりません。

ですのでこの書面添付の書類を税務申告書に添付して申告をすることは、税理士がバツ（免許）をかけて申告をすることになりますので、税務当局や金融機関から高い評価を受けることになります。

先月、書面添付をつけて提出いたしました関与先様の意見聴取が立て続けに3社実施されました。税務当局も疑問点や経理の状況、経営の実態等を細かく質問してこれ、僕たちも誠実にお答えしてきました。

その結果、後日税務当局から連絡があり、3社とも適正に申告されていると判断され、全ての関与先様の税務調査が省略となりました。この結果は、みなさまの日々の経理業務と毎月の巡回監査の賜物だと感じております。



ベルーフとしまして書面添付制度をどんどん広げていきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひいたします。

根拠条文
税理士法 第一条 第三十三条 第三十四条 第四十五条 第四十六条

スタッフブログ「ほっと一息」：担当 松下 勝也（まつした かつや）

『プチダイエット』

みなさんこんにちは。
今月のブログは松下が担当させていただきます。

すっきりせず、じめじめとした天気が続く今日このごろですが、みなさまはいかがお過ごしでしょうか。事務所の状況は、3月決算の法人様の申告も終わりほっと一息ついているところです。



僕はとれますと、実は**ダイエット中**でございます。とれますもの、衣替えのため新調したスーツのスポンのウエストをな・な・な・なんと3センチも広げてしまいました。確かに最近顔が丸くなったような、ジーパンをまたきのお尻がピチピチしているような気はしてはしましたが…。まさかスーツのウエストをお直しするところまでいっているとは思っていませんでした。なんともおめでたい、お金がかかるやら醜いやらで踏んだり蹴ったりです。

というわけで、今まで満腹になるまで食べて爆睡するのが至福だった僕ですが、ダイエットに奮闘する日々を送りはじめたわけでありませう。

そこで僕が始めたダイエット法はとれますと、いたって簡単、夕食を腹八分にするという方法です。今まで2膳食べていたご飯を1膳にし、おかずを1品減らしてみました。そしてもちろん間食もなしです。いたって簡単なのですが、これだけでもメタボだったお腹はみるみるへこんできました。

しかし平日はなんとかその苦痛に耐える僕ですが、冷えたビールと食後のアイスクリームが美味しく感じられるこの季節、休日になるとその誘惑にさそわれてしまうのです。汗をだらだらかきながら入浴したあと、きんきんに冷えたビールをグーッと飲む幸せは格別です。もう疲れなんてふっつんでしまいます。

しかし、その代償として僕が手に入れたものはまさしく元の醜いメタボ腹でした。これでは同じことの繰り返しだと反省し、やはり運動が大切なのはと、ジム通いを考えているところでありませう。

通勤電車では、細身のスーツをピシッ着こなしているサラリーマンの方をよく見かけますが、やはりたゆまぬ努力をされているのでしょね。尊敬に値します。というわけで、これからも体重の増減の激し、僕になってしまうかもしれませんが、どうかあたくしを見守っていただけると嬉しいです。

編集後記：

夏本番も近づき、今月号のスタッフブログの松下のようにダイエットに励んでいらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。かく言う私もいつでもダイエットしているつもり（でも、何もやっていない）でございます。今月号ではベルーフの取り組みとして「書面添付制度」をご紹介させていただきます。決算報告書にはこの税理士の書面も添付していますので、ぜひご自身の会社の書面添付書類を一度ご確認ください。

編集担当 桑原